FP　2級　中小

F32

* 1 9 F 3 2 0 0 5 *

2024年度　９月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 中小事業主
資産相談業務

実 施 日◆2024年９月８日（日）

試験時間◆13：30～15：00（90分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2024年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時30分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
○10月21日（予定）に合否通知書を発送します（到着までに1週間程度を要することがあります）。
また、当会のホームページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announce/）、またはスマートフォン向けページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/）で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2024年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問１》～《問３》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（49歳）は、大学卒業後、コーヒー豆の輸入、加工、販売を手掛ける会社に入社し、約20年前に退職してカフェを開業した。自家焙煎のコーヒーが好評で、喫茶部門のほかコーヒー豆の販売も行い、順調に売上を伸ばしている。

Ａさんは、妻Ｂさん（44歳）、長男Ｃさん（16歳）および二男Ｄさん（14歳）との４人暮らしであり、妻ＢさんはＡさんの仕事を手伝っている。Ａさんは、来年50歳を迎えることもあり、最近、引退後の老後生活について考えるようになった。Ａさんの心配は、「会社を５年で辞めたことから、老齢厚生年金が少ないのではないか」ということである。年金額を増やす方法があるのであれば、その方法を知りたいと思っている。また、自分に万一のことがあった場合の公的年金制度の遺族給付についても知りたいと思っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。Ａさん夫妻に関する資料は、以下のとおりである。

〈Ａさん夫妻に関する資料〉

(1)　Ａさん

・1975年７月14日生まれ

・公的年金の加入歴は、下記のとおりである。

20歳	22歳	27歳	49歳
国民年金	厚生年金保険	国民年金	
保険料未納期間 33月	被保険者期間 60月 平均標準報酬月額28万円	保険料納付済期間 257月	
1998年４月	2003年４月		2024年９月

(2)　妻Ｂさん

・1980年７月21日生まれ

・公的年金の加入歴

：大学卒業後から３年間、厚生年金保険に加入（36月）。その後は、国民年金に第１号被保険者として加入し、現在に至るまで国民年金の保険料を納付している。大学生の期間は学生納付特例制度の適用を受けている。

※妻Ｂさん、長男Ｃさんおよび二男Ｄさんは、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》　Ｍさんは、Ａさんに対して、老後の年金額を増やす方法について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさん、妻Ｂさんとも、確定拠出年金の個人型年金（iDeCo）に加入することができます。Ａさんが、自身の分と妻Ｂさんの分の掛金を負担した場合、Ａさんの分、妻Ｂさんの分のいずれも、Ａさんの所得税額の計算上、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります」

② 「Ａさんは、過去に国民年金の保険料未納期間がありますが、この未納期間に係る保険料を追納することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます」

③ 「Ａさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をして年金額を増やすことができます。仮に、Ａさんが75歳で老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をした場合、老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額の増額率はそれぞれ84％となります」

《問２》 Ｍさんは、Ａさんに対して、小規模企業共済制度について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「小規模企業共済制度は、個人事業主や小規模企業の役員が、廃業や退職をした後の生活資金を準備しておくための共済制度です。毎月掛金を納めることで、廃業した場合や後継者に事業を譲った場合などに共済金を受け取ることができます。いわば、事業主のための退職金制度と位置付けられます。

加入するためには、常時使用する従業員の人数が業種に応じて一定数以下であることが要件となっており、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）、小売業の場合は、常時使用する従業員が（　①　）人以下であることが必要です。

毎月の掛金は（　②　）円から70,000円までの範囲内で500円単位で選択することができ、加入後に増額や減額も可能です。支払った掛金は、税法上、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります。

共済金は、廃業や配偶者または子へ事業の全部を譲渡した場合のほか、65歳以上で180月以上掛金を納付した方なども受け取ることができます。共済金は一括受取りだけでなく、一定の要件を満たす場合は分割受取りや両者の併用もできます。

一括で受け取る共済金は、税法上、□□□所得として課税の対象となり、分割で受け取る共済金は、（　③　）として課税の対象となります」

〈語句群〉

イ．５　　ロ．10　　ハ．20　　ニ．1,000　　ホ．5,000　　ヘ．10,000
ト．一時所得　　チ．雑所得　　リ．退職所得

《問３》 Ｍさんは、Ａさんに対して、Ａさんが現時点（2024年９月８日）で死亡した場合に、妻Ｂさんが受給することができる公的年金制度の遺族給付について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章および計算式の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、年金額は2024年度価額に基づくものとし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「現時点においてＡさんが死亡した場合、妻Ｂさんは、遺族基礎年金と遺族厚生年金の支給を受けることができます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、（　①　）か、□□□歳未満で障害等級１級または２級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。

妻Ｂさんが受け取る遺族基礎年金の年金額は、基本額に子の加算額を加えたものであり、次のとおりです。

・遺族基礎年金の年金額

816,000円＋（　②　）円＝□□□円

なお、この遺族基礎年金の年金額はＡさん死亡後当初の額であり、長男Ｃさんが年齢要件を満たさなくなると減額され、二男Ｄさんが年齢要件を満たさなくなると支給されなくなります。

また、妻Ｂさんが受け取る遺族厚生年金の年金額は、Ａさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（　③　）相当額であり、次のとおり計算されます。

・遺族厚生年金の年金額（本来水準による価額）

$$280,000\text{円}\times\frac{7.125}{1,000}\times(\ \text{④}\)\text{月}\times(\ \text{③}\)=\square\square\square\text{円}」$$

〈語句群〉

イ．18歳未満　　ロ．18歳到達年度の末日までの間にある　　ハ．20歳未満
ニ．20歳到達年度の末日までの間にある　　ホ．234,800　　ヘ．313,100
ト．469,600　　チ．２分の１　　リ．３分の２　　ヌ．４分の３　　ル．60
ヲ．300　　ワ．317

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問４》～《問６》）に答えなさい。

《設　例》

中小事業主のＡさん（45歳）は、将来に向けた資産形成のため、余裕資金を上場株式や投資信託で運用したいと考えている。上場株式については、同業種のＸ社とＹ社の株式に興味を持っており、株式の購入に際しては、NISAを活用したいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。Ｘ社およびＹ社に関する資料は、以下のとおりである。

〈Ｘ社およびＹ社に関する資料〉

	Ｘ社	Ｙ社
総資産	15,200億円	11,000億円
純資産（自己資本）	4,100億円	5,600億円
当期純利益（年間）	200億円	200億円
配当金総額（年間）	150億円	100億円
発行済株式数	１億株	４億株
株価	8,200円	3,000円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》　Ｍさんは、Ａさんに対して、株式の投資指標について説明した。《設例》の〈Ｘ社およびＹ社に関する資料〉に基づき、Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果は表示単位の小数点以下第３位を四捨五入している。

①　「株価の割高・割安を判定する代表的な投資指標として、PERがあります。Ｘ社株式のPERは2.00倍です。一般に、この指標は、同じ業界で同規模の競合他社との比較や時系列比較などを行って利用するとよいでしょう」

②　「会社の収益性や経営効率を測る代表的な投資指標として、ROEがあります。Ｘ社のROEは4.88％です。ROEが低い会社であっても、自己資本比率が高かったり、現預金を豊富に保有していたりするなど、財務の安全性が高いケースもあります」

③　「株主への利益還元度合いを測る代表的な投資指標として、配当性向があります。Ｙ社の配当性向は50.00％です。配当性向が高い会社は、株主に多くの利益を還元していることになりますが、利益水準が低かったり、内部留保が少なく積極的な投資ができていなかったりする可能性もあります」

《問５》　Ｍさんは、Ａさんに対して、2024年から始まったNISAについて説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「2024年から始まったNISAは、つみたて投資枠と成長投資枠の２つの非課税投資枠で構成され、つみたて投資枠の年間投資枠は（　①　）万円、成長投資枠の年間投資枠は□□□万円とされています。つみたて投資枠と成長投資枠は併用が可能で、非課税保有期間は無期限です。

また、NISAの生涯にわたる非課税保有限度額（総枠）は（　②　）万円で、そのうち成長投資枠の限度額は（　③　）万円とされています。非課税保有額は、NISA口座で保有する商品を売却することで減少し、減少した分は、翌年以降、年間投資枠の範囲内で新たな投資に利用することが可能です。

仮に、ある年の年末の非課税保有額が、つみたて投資枠500万円、成長投資枠1,000万円であり、その翌年中に、成長投資枠の商品を簿価残高で700万円分売却した場合、同年中に、成長投資枠を利用して新たに購入することができる金額の上限は（　④　）万円となります」

〈数値群〉

イ．100　　ロ．120　　ハ．140　　ニ．180　　ホ．200　　ヘ．240
ト．300　　チ．600　　リ．900　　ヌ．1,000　　ル．1,200　　ヲ．1,400
ワ．1,800　　カ．2,400　　ヨ．3,000

《問６》 Ｍさんは、Ａさんに対して、公募株式投資信託（分配金受取コース）を特定口座（源泉徴収あり）で購入し、１年後に解約した場合の譲渡益について説明した。下記の〈条件〉に基づき、次回の分配金が出る前に、当該公募株式投資信託をすべて解約した際の譲渡益（税引後）を求めなさい（計算過程の記載は不要）。なお、計算過程において端数が生じる場合、円未満を切り捨てること。

〈条件〉

・分配金受取コースを選択（決算頻度：年１回）
・購入時基準価額：10,000円
・購入時手数料　：基準価額の3.3％（税込）
・買付口数　　：100万口
・購入時から解約時までに受け取った収益分配金（税引前）
　　：普通分配金 1,000円、元本払戻金（特別分配金）1,000円
・解約時基準価額：14,000円
・信託財産留保額：解約時の基準価額の0.5％

※上記の金額は、１万口当たりの金額である。
※上記以外の条件は考慮しないものとする。

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問７》～《問９》）に答えなさい。

《設　例》

小売業を営むＸ株式会社（資本金1,000万円、１年決算法人、青色申告法人、従業員数45人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人、租税特別措置法上の中小企業者等に該当し、適用除外事業者ではない。以下、「Ｘ社」という）の2025年３月期（2024年４月１日～2025年３月31日。以下、「当期」という）における法人税の確定申告に係る資料は、以下のとおりである。

なお、Ｘ社は、2024年４月に減価償却資産を取得して事業の用に供している。また、当期において従業員に対する賃金を引き上げており、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」（中小企業向け賃上げ促進税制）の適用を受ける予定である。

〈資料〉

(1) 交際費等に関する事項

当期における税法上の交際費等の金額は2,400万円であり、その全額を損金経理により支出している。このうち、税法上の接待飲食費（専らＸ社の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く）に該当するものが2,080万円含まれている。

(2) 会社役員間取引に関する事項

当期において、代表取締役社長であるＡさんに対して、時価１億3,000万円（帳簿価額１億円）の土地を１億円で売却した。なお、Ｘ社は、所轄税務署長に対して、役員給与について事前確定届出給与に関する届出書を提出していない。

※中間申告および中間納税については、考慮しないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》　Ｘ社の当期の法人税における所得の金額の計算に関する次の記述①、②について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、法人税申告書別表四とは、当期利益の額を基として、加算・減算による申告調整を行うことによって所得の金額を計算する表（所得の金額の計算に関する明細書）である。また、所得の金額の計算上、選択すべき複数の方法がある場合は、所得の金額が最も低くなる方法を選択すること。

① 「Ｘ社が支出した交際費等の金額2,400万円のうち、接待飲食費2,080万円の２分の１である1,040万円を超える部分の金額である1,360万円を、法人税申告書別表四で加算します」

② 「Ｘ社のＡさんに対する土地の売却については、益金の額に算入される売却益の金額である3,000万円と、損金の額に算入される役員給与の金額である3,000万円が同額であるため、課税所得金額に影響はありません」

《問８》　法人税における減価償却に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「Ｘ社が当期において取得して事業の用に供した減価償却資産のうち、その取得価額が□□□万円未満であるものは、『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』により、当期においてその取得価額に相当する金額を、本特例の適用を受ける減価償却資産の取得価額の合計額が（　①　）万円に達するまで、損金経理することにより損金の額に算入することができます。なお、本特例の適用を受けられる中小企業者は、青色申告法人で、常時使用する従業員の数が（　②　）人以下の法人に限定されています。

また、Ｘ社が当期において取得して事業の用に供した減価償却資産のうち、その取得価額が（　③　）万円未満であるものは、『一括償却資産の損金算入』により、当期においてその取得価額に相当する金額を損金経理する場合、その取得価額の□□□分の１相当額を当期以後（　④　）年間にわたって損金の額に算入することができます」

〈数値群〉

イ．２　　ロ．３　　ハ．４　　ニ．５　　ホ．７　　ヘ．10　　ト．20
チ．30　　リ．40　　ヌ．50　　ル．100　　ヲ．200　　ワ．300　　カ．500
ヨ．1,000

《問９》「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」（中小企業向け賃上げ促進税制。以下、「本制度」という）に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「本制度は、青色申告法人である中小企業者等が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用対象年度の雇用者給与等支給額（所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）や比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）などに基づく一定の要件を満たすときは、税額控除が認められる制度です。

Ｘ社が当期において本制度の適用を受けるにあたり、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比較して（　①　）％以上増加している場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額の（　②　）％相当額を税額控除することができます。また、上乗せ措置として、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比較して（　③　）％以上増加している場合には、税額控除率が15％加算されます。さらに、教育訓練費の額が前事業年度から（　④　）％以上増加し、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05％以上である場合には、税額控除率が10％加算されます。加えて、当期がプラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度またはくるみん認定、くるみんプラス認定もしくはえるぼし認定（２段階目～３段階目）を受けた事業年度である場合には、税額控除率が５％加算されます。

なお、税額控除することができる金額は、当期における法人税額の20％相当額が限度になりますが、控除限度超過額は５年間の繰越しが可能です」

〈数値群〉

イ．１　　ロ．1.5　　ハ．２　　ニ．2.5　　ホ．３　　ヘ．５　　ト．10
チ．15　　リ．20　　ヌ．25　　ル．30

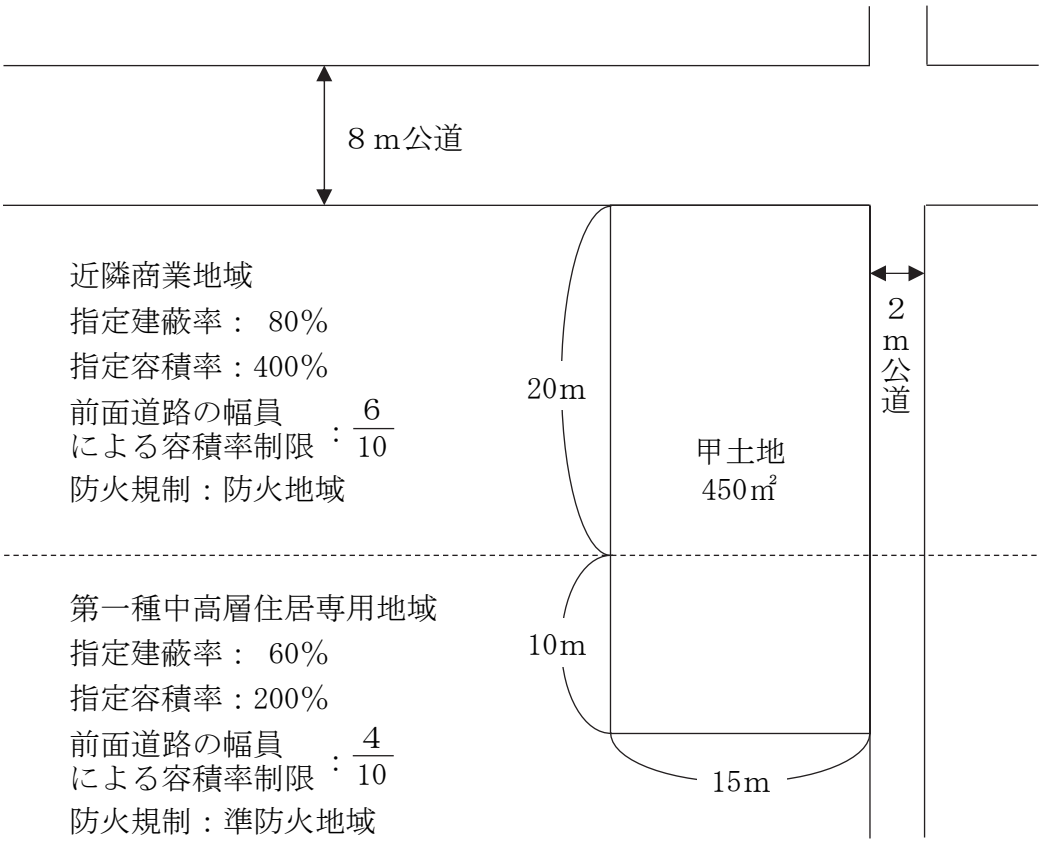
＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（50歳）は、20年前に父親の相続により取得した事業用資産である土地を売却し、その売却資金を元手に甲土地を取得して、甲土地を事業の用に供することを検討している。土地の買換えにあたっては、「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける予定である。また、2024年５月に母親が死亡し、その相続により取得した土地に自宅を建築することを検討している。

〈甲土地の概要〉



（注）

・甲土地は450㎡の長方形の土地であり、近隣商業地域に属する部分は300㎡、第一種中高層住居専用地域に属する部分は150㎡である。
・幅員２ｍの公道は、建築基準法第42条第２項により特定行政庁の指定を受けた道路である。２ｍ公道の道路中心線は、当該道路の中心部分にある。また、２ｍ公道の甲土地の反対側は宅地であり、がけ地や川等ではない。
・甲土地は、建蔽率の緩和に関する角地の指定は受けていない。
・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地上に、２つの用途地域にわたって耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。

① 建蔽率の上限となる建築面積

② 容積率の上限となる延べ面積

《問11》 Ａさんが、以下の〈条件〉で事業用資産である土地を譲渡し、甲土地を取得して、「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」の適用を受けた場合の課税長期譲渡所得金額を求めなさい（計算過程の記載は不要）。なお、譲渡資産および買換資産は、課税の繰延割合が80%の地域にあるものとする。また、本問の譲渡所得以外の所得や所得控除等は考慮しないものとする。

〈条件〉

譲渡資産および買換資産（甲土地）に関する資料
・譲渡資産の譲渡価額：１億円
・譲渡資産の取得費　：不明
・譲渡費用　　：500万円（仲介手数料等）
・買換資産の取得価額：１億2,000万円

《問12》 自宅の建築等に関連して、民法および不動産登記法に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「相続によって不動産を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から３年以内に、その相続登記を申請しなければならず、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料の対象となります」

② 「土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、自らその枝を切除することができますが、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、竹木の所有者を知ることができないときなどの一定の事由がある場合以外は、自らその根を切り取ることはできず、その竹木の所有者に、その根を切り取ってもらわなければなりません」

③ 「土地の所有者は、あらかじめ隣地の所有者および隣地使用者に通知すれば、建物その他の工作物の築造、収去、修繕などの一定の目的のために必要な範囲内で、隣地を使用したり、隣地にある住家へ立ち入ることができます」

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

中華料理店を営むＸ株式会社（非上場会社。以下、「Ｘ社」という）の創業社長であるＡさん（72歳）は、35年前にＸ社を設立した。Ａさんの推定相続人は、妻Ｂさん（70歳）、長男Ｃさん（43歳）および長女Ｄさん（40歳）の３人である。

Ｘ社は、地元に密着した地道な営業活動により堅調な業績を継続してきた。設立以来、自ら調理場に立ってきたＡさんは、最近、体力の衰えを感じ、勇退してＸ社の専務取締役である長男Ｃさんに事業を承継することを考えており、その対策としてＸ社株式の評価額を軽減するための方策について検討している。また、Ａさんは、相続対策として、長女Ｄさんへ生前贈与を行うことを検討している。

Ｘ社の概要は、以下のとおりである。

〈Ｘ社の概要〉

(1) 業種　　専門料理店

(2) 資本金等の額　2,000万円（発行済株式総数40,000株、すべて普通株式で１株につき１個の議決権を有している）

(3) 株主構成

・Ａさん　　30,000株

・妻Ｂさん　　7,000株

・長男Ｃさん　　3,000株

(4) 株式の譲渡制限　あり

(5) 従業員数　　15人

※Ｘ社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の小」であり、特定の評価会社には該当しない。

(6) Ｘ社および類似業種の比準要素等

	Ｘ社	類似業種
１株（50円）当たりの年配当金額	０円	4.4円
１株（50円）当たりの年利益金額	39円	26円
１株（50円）当たりの簿価純資産価額	192円	160円
株価	－	500円

※すべて１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

(7) Ｘ社株式の純資産価額方式による１株当たりの評価額　2,780円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》《設例》の〈Ｘ社の概要〉に基づき、Ｘ社株式の１株当たりの「類似業種比準価額」と「類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額」を求める下記の〈計算式〉の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

・類似業種比準価額

$$500円\times\frac{\dfrac{0円}{4.4円}+\dfrac{39円}{26円}+\dfrac{192円}{160円}}{3}\times(\quad①\quad)\times\frac{(\quad②\quad)円}{50円}=□□□円$$

・類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額

□□□円×（　③　）＋2,780円×｛１－（　③　）｝＝□□□円

《問14》　Ｘ社株式の評価に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさんの勇退に伴い、Ｘ社がＡさんに対して役員退職金を支給することにより、Ｘ社株式の相続税評価額を引き下げる効果が期待できます」

② 「Ｘ社が含み損を抱えている資産を売却しても、Ｘ社株式の相続税評価額を引き下げる効果は期待できません」

③ 「Ｘ社が不動産を購入することにより、Ｘ社株式の相続税評価額を引き下げる効果が期待できますが、純資産価額方式において、取得後１年間は、その不動産を通常の取引価額（時価）により評価するため、効果が現れるのは取得から１年経過後となります」

《問15》 長女Ｄさんへの生前贈与に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、長女Ｄさんは、Ａさんの相続により財産を取得するものとする。

「相続時精算課税を選択した受贈者が、特定贈与者から2024年１月１日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、贈与税の課税価格から基礎控除額が控除されます。長女Ｄさんが、2024年中にＡさんから現金500万円の贈与を受け、相続時精算課税を選択し、他に贈与を受けていない場合、相続時精算課税に係る基礎控除額は（　①　）万円となります。なお、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から2024年１月１日以後に贈与により取得した財産の価額は、相続時精算課税に係る基礎控除額を（　②　）した額とされます。

また、長女Ｄさんが、2024年中にＡさんから暦年課税に係る贈与を受け、その贈与がＡさんの相続開始前（　③　）年以内の贈与となる場合、Ａさんの相続に係る相続税額の計算上、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算します。ただし、加算対象贈与財産のうちＡさんの相続開始前３年以内に取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から（　④　）万円を控除した残額を加算します」

〈語句群〉

イ．４　　ロ．５　　ハ．７　　ニ．10　　ホ．15　　ヘ．100　　ト．110
チ．150　　リ．160　　ヌ．200　　ル．210　　ヲ．加算　　ワ．控除

（終）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

2024 年度９月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・２級 実技試験〈中小事業主資産相談業務〉（2024 年９月８日実施）

※配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。
※合格発表は、10 月 21 日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

〈合格基準〉 50 点満点で 30 点以上

【第１問】

《問１》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

《問２》

〈答〉

	①	②	③
記号	イ	ニ	チ

《問３》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ロ	ト	ヌ	ル

【第２問】

《問４》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	○

《問５》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ロ	ワ	ル	ホ

《問６》

〈答〉　366,551（円）

【第３問】

《問７》

〈答〉

	①	②
○×判定	○	×

《問８》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ワ	カ	ト	ロ

《問９》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ロ	チ	ニ	ヘ

【第４問】

《問 10》

〈答〉　①　378（㎡）　　②　1,400（㎡）

《問 11》

〈答〉　18,000,000（円）

《問 12》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

【第５問】

《問 13》

〈答〉　①　0.6　　②　500　　③　0.60

《問 14》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

《問 15》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ト	ワ	ハ	ヘ